

然るに先般日本國憲法が公布施行されましたので、郵便振替貯金におきましても、新郵便貯金法と同様に、新憲法に即して利用者の権利義務に重大な影響を及ぼす事項等につきましても、總てこれを法律で規定することとしたしまして、ここに郵便振替貯金の利用関係の準備法規を確立するため、本案を提案した次第でございます。

今法案の内容について申述べますと、大体において業務の内容、利用条件、利用者の権利義務等につきまして、従来の制度を踏襲いたしておりますが、以下の諸点において若干の改正を加えたのでございます。先ず事業の民主的な運営を期する立場から、法律の目的、國營の理由並びに事業運営の指針を明らかにいたしますと共に、事業管理の責任者としての通信大臣の職責を明定し、更に従来事業の公共性に基く特例として廣く認められて参りました取扱の遅延による損害賠償の免責範圍を、事業の特質から生ずる必要の最少限度に止め、不可抗力その他眞に止むを得ない事由による場合を除いては、一般民法の規定によつて損害賠償の責に任することとしたしまして、必要な規定を設けました。又利用上の料金を総て法定いたしておりますが、これは將來料金改定の必要を生じました場合におきましても、國會の議決を得て料金額を決定せんとするものであります。

次に小切手の制度を創設いたしましたので、必要な規定を設けました。即ち従来の局待拂の制度は、振替貯金の加入者が金銭の支拂に代えて局待拂拂出書を交付し、その交付を受けた者が、これを郵便局に呈示して現金の拂渡を受けるという制度でありまして、その内容、利用方法等殆んど小切手制度と異なるところが無いのであります。小切手法の適用を受けない別異の制度といたしておりましたために、決済の手段といたしまして、小切手のごとく十分なる機能を發揮し得ない憾みがありましたので、この際これを小切手制度に統合せしめて、經濟取引の要請に應ずるものとしてあります。その他新法律制定を機会に尙細部の点に修正を加えたものがありますが、事業の本質には余り影響がないものと認められます。以上御説明申し上げましたごとく、この法律の制定によりまして、郵便振替貯金の制度は普遍的な、且つ確實なる送金及び決済の手段としてその機能を十分に發揮することができ、經濟社會に多大の便益を供與するものであることを確信いたしております。

以上御説明申し上げました点を御了承の上、何とぞ十分御審議されまして、速かに御賛成下さるよう切望する次第でございます。

○委員(深木六郎君) 質疑に入るに先立ちまして、先程油井委員から、丁度今水橋委員も見えましたが、全通新聞記事についてちよつと質問したいといふ発言がございましたが、そういうふうに取扱いたいと思ひます。

○油井委員 只今委員長が申されました全通新聞の國會議員の買収という記事についての質疑を行いたいと思ひます。

この全通新聞十二月二十九日の第四段に、途中は省略いたしますが、更に特選が國會委員を買収したことに對しての質問に對し、宮原中郎は、特選が一人三〇〇〇〇〇のキャンを募り、撤廢

反對運動をしてゐることは事實である、水橋參院議員の話によると一人一〇万円ぐらいつかましたという話だ、といったような記事が載つておるのであります。只今水橋委員がお見えになりましたが、我々特定局撤廢問題に關しましては、賛否いずれとも自分の所信を以て討議を十分に交したものであると思ひます。殊に國會の威信にも關するやうな、このやうな買収記事といふことを水橋委員が申されたのかどうかといふことにつきまして、一言水橋委員の御説明を先ず承りたいと思ひます。

○水橋參院議員 只今の質問に對してお答えいたします。先程衆議院の委員長からもこの話を承りまして、それは意外な話である。我々は何もそういうことを喋つたこともなければ事實も知らないものである。知らないのに而も數字まで挙げて、金の高まで挙げて言ふわけがない。これは何かの行違ひだろうというので、早速全通の宮原委員を電話で呼びまして、どこからこの問題が出ておるのか、或いは何の間違ひか知らんけれども、僕の名前が出ておる、僕はそうしたことを誰に話した記憶もないが、どこから聞いたのであるかといふことを電話で質したのであります。すると、それは何かの行違ひである、私はそういうふうに行違ひでな

い、記事にそういうふうに行違ひでな

い、記事にそういうふうに行違ひでな

い、記事にそういうふうに行違ひでな

い、記事にそういうふうに行違ひでな

て、私といたしましてはそうしたことを申上げた記憶はないのであります。但しこの際序にお断りしておきますが、その記事に續いて出ておりますが、政府委員室において、議員の宿舎へ連絡をとつた後のことは、院内で打合せするから、係の人は院内に來てくれといふことを特定連に電話をかけていられたことを、私は後で聞いておつた。それは事實をうたひたことから見、それから食堂等で特定局長の連中が会合を持つた等を見まして、相當の運動をしておることは事實であるといふことを申上げた記憶はあるのであります。新聞に關連しておる問題についてのお答えはその程度であります。

○油井委員 只今水橋委員から全通の記事に關連がない、承知しておらないといふやうなお話がありましたが、中國の菅原氏に對して水橋委員が、この委員会において問題になつたときは責任はとるというやうなお話もありましたが、具体的に、すでにもはや一ヶ月にもなんなんとする期間が経つておるのでありますから、水橋委員もこの新聞は十分御承知の筈であると思ひます。これに對しまして我々委員といたしましては、各方面に参りました際に非常迷惑を被つておるといふことも、水橋委員は御推察に難くないと思ひます。これに對しまして國會議員の面目上、又國會の名譽にかけまして、徹底的にこの問題は究明をして、全委員、或いは全國會議員の立場を國民に明らかにするのは當然であると思ひます。これに對しまして水橋委員が如何なる御処置をとつておられるか、御発表を願ひたいと思ひます。

○水橋參院議員 甚だ申訳ありません

○委員(深木六郎君) 本件につきましては、若し事實でなければ事實でないという取消の記事を一つ出して頂きたいというふうに、今のところ考へておりますが、その詳細につきましては皆さん方にお諮りしたいと思ひますので、この委員会でも各派の代表の人にお集まり願ひまして、そうして懇談的にやつては如何かと考へておられます。そうしてその後その決めたのを委員會にお諮りして、どういふふうにするか、ということにしては如何でございまいしょうか。

○油井委員 只今の委員長のお話は、誠に適當なお話であります。私は大変結構だと思ひますが、尙各委員にお諮り願ひたいと思ひます。それに關連いたしまして、もう一つこれは日附が入つておりませんが、十二月の全

が、私その新聞記事を見なかつた。深木さんから一昨日お話がありましたので、私はその記事を見たことばない。いつの記事だろうかと深木さんに聞いて見たくらいで、私は知らなかつた。知らないことは事實です。と同時に聞いて見たからの処置としては、それだけの処置がしてあります。後のことは、新聞が書いたことの責任は私になんと思ひます。ですから、その点は委員會において如何なる方法でもお探り下さることは、毛頭構ひません。かように考へます。

○油井委員 只今水橋委員からのお話によりまして、委員長において如何なる処置を採られても差支ないというふうに私は聞きまして、これに對しまして委員長といたしまして如何なる態度をお取りであるか、伺ひたいと思ひます。

○委員(深木六郎君) 本件につきましては、若し事實でなければ事實でないという取消の記事を一つ出して頂きたいというふうに、今のところ考へておりますが、その詳細につきましては皆さん方にお諮りしたいと思ひますので、この委員会でも各派の代表の人にお集まり願ひまして、そうして懇談的にやつては如何かと考へておられます。そうしてその後その決めたのを委員會にお諮りして、どういふふうにするか、ということにしては如何でございまいしょうか。

○油井委員 只今の委員長のお話は、誠に適當なお話であります。私は大変結構だと思ひますが、尙各委員にお諮り願ひたいと思ひます。それに關連いたしまして、もう一つこれは日附が入つておりませんが、十二月の全

を交付し、その交付を受けた者が、これを郵便局に呈示して現金の拂渡を受
ける。その交付を受けた者が、こ
いの質問に対し、宮原中尉は、特選
が一人三〇〇円のカンパを募り、撤廃
分説明してくれ、説明する必要がある
と言つて電話を切つた次第でありまし
か、御発表を願いたいと思ひます。
○水橋藤作君 甚だ申訳ありません
開連いたしました、もう一つこれは日
附が入つておりませんが、十二月の全

通信従業員組合という名前で声明書が
発表されております。その後段におき
まして、途中を省略いたしますが、「制
度撤廃の聲に驚いた全特定局長連合会
幹部は、国会に卑劣極まる買収等の手
段を以て働きかけて衆議院通信委員会
を切切つた。」といつたような記事が
ある。これに対して「卑劣極まる買収
等の手段を以て働きかけ」というまで
の文句は、いわゆる衆参両院に対して
働きかけたというふうに解釈されるの
であります。かようなことは事実無
根と私は信じているのでありますが、買
収等のようなことがあつたといつて、
全通信従業員組合が全国に向つてかかる
声明書を發表されたことにつきまして
も甚だ遺憾であると思ひます。これに
対しまして我々通信委員会の委員の一
人といひまして、かかる声明書を徹
底的に糾明をいたしまして、明白に
ならしめた方が我々委員の名譽に賭け
てもよろしいのではないかと存じま
す。これに関しても関連して一つ御協
議を願ひたいと思ひます。

○委員長(澤水六郎君) それでは委員
会散会後各派を代表すると申します
か、代表するような方々一人ずつお残
り頂いて、どういふふうにしたらよい
か、懇談的に話をし取り纏めを願ひ
たいと思ひますが、そういうふうにお
取計らいを願ひます。そういうふう
に決めてよろしいと思ひますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(澤水六郎君) 御異議ないと
認めます。それではそういうふう
に散会後また一人ずつお残り頂くこ
とにいたします。それでは本日はこれ
にて散会いたします。

午後二時三十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 澤水 六郎君
理事 水橋 藤作君
委員 大野 幸一君
重宗 雄三君
大島 定吉君
鈴木 順一君
油井賢太郎君
尾崎 行雄君
新谷寅三郎君
藤田 芳雄君

政府委員
通信政務次官 椎熊 三郎君

一月二十三日本委員会に左の事件を付託された。

(一)郵便爲替法案(第三号)
(二)郵便振替貯金法案(第四号)

郵便爲替法案

第一章 総則

第一條(この法律の目的) この法律は、郵便爲替を簡易で確実な送金
の手段としてあまなく公平に利用
させることによつて、國民の円滑
な経済活動に資することを目的と
する。

第二條(郵便爲替の國營及び通信大
臣の職責) 郵便爲替は、國の行
事業であつて、通信大臣が、これ
を管理する。

通信大臣は、この法律の目的を
達成するため、左の職責を有する。

一 郵便爲替に関する條約及び法
律に従ひ、省令を発すること。
二 法律に触れない範圍におい
て、郵便爲替の取扱をする郵便
局を指定し、郵便局における郵

便爲替事務の窓口取扱時間を定
めること。
三 法律に触れない範圍におい
て、郵便爲替の総括計算の事務
を取り扱う官署を設置し、又は
廃止すること。
四 郵便爲替の業務に従事する者
をその職務につき指揮監督する
こと。
五 法律に触れない範圍におい
て、郵便爲替の業務に従事する
者の能率の向上を図るため必要
な厚生、保健その他の施設を
し、且つ、郵便爲替の業務に従
事する者の訓練を行うこと。
六 郵便爲替事業を行うため、財
政及び會計に関する法令の定め
るところに従ひ、必要な契約を
すること。
七 前各号に掲げるものを除い
て、郵便爲替に關し通信大臣の
職責として法令の定める事項を
掌理すること。

第三條(通信大臣の職權の委任) 通
信大臣は、この法律に定める職
權で細目の事項に關するものを
を、條件を定めて、通信局長又
は郵便局長に委任することがで
きる。

第四條(郵便爲替の業務に従事する
官吏) 郵便爲替の業務に従事す
る官吏の身分、給與及び服務に關
する事項は、別に法律でこれを定
める。

第五條(印紙税の免除) 郵便爲替に
關する書類には、印紙税を課さな
い。

第六條(郵便爲替に關する條約) 郵
便爲替に關し條約に別段の定めあ
る場合には、その規定による。

第七條(郵便爲替の種類) 郵便爲替
は、通常爲替、電信爲替及び小爲
替とする。

第八條(通常爲替) 通常爲替におい
ては、差出人が現金を振出請求書
とともに郵便局に差し出したとき
に、その郵便局において、差し出
された現金の額を表示する通常爲
替証書を発行してこれを差出人に
交付するとともに、振出請求書を
差出人の指定する郵便局に送
付し、その郵便局において、
送付を受けた振出請求書と通常爲
替証書とを対照した上通常爲替証
書と引き換えに差出人の指定する
受取人に爲替金を拂ひ渡す。

第九條(電信爲替) 電信爲替におい
ては、差出人が現金を振出請求書
とともに郵便局に差し出したとき
に、その郵便局において、その旨
を省令の定める郵便局に電信で通
知し、その通知を受けた郵便局に
おいて、差し出された現金の額を
表示する電信爲替証書を発行して
これを差出人の指定する受取人に
送達するとともに、その電報を差
出人の指定する郵便局(差出人
の指定のないときは、電信爲替
証書を発行する郵便局の指定する
郵便局)に送達し、その郵便局
において、送達を受けた電
報と電信爲替証書とを対照した上
電信爲替証書と引き換えに受取人に
爲替金を拂ひ渡す。

第十條(小爲替) 小爲替において
は、差出人が現金を郵便局に差し
出したときに、その郵便局におい
て、差し出された現金の額を表示

する小爲替証書を発行してこれを
差出人に交付し、差出人の指定す
る郵便局(差出人の指定のない
ときは、受取人の選択する郵便
郵便局)において、差出人が小爲
替証書に記載した受取人に小爲替
証書と引き換えに爲替金を拂ひ渡
す。

第十一條(交換決済による拂渡) 前
三條の規定は、爲替金を手形交換
所における交換決済により拂ひ渡
すことを妨げない。

第十二條(爲替金に關する權利の讓
渡) 爲替金に關する受取人の權
利は、銀行以外の者にこれを譲り
渡すことができない。

爲替金に關する受取人の權利の
銀行への讓渡は、当該郵便爲替証
書を銀行に引き渡さなければ、こ
れを以て通信官署その他の第三者
に對抗することができない。

前項の讓渡には、民法第四百六
十七條及び第四百六十八條の規定
を適用しない。

第十三條(証明) 通信官署は、郵便
爲替の差出人又は受取人の眞偽を
調査するため必要な証明を求め
ることが出来る。

第十四條(正当の拂渡及び拂ひ渡し
) この法律又はこの法律に基く省令
に規定する手続を経て、爲替金を
拂ひ渡し、又は拂ひもどしたとき
は、正当の拂渡又は拂ひもどしをし
たものとみなす。

第十五條(免責) 通信官署は、左の
場合において爲替金の拂渡又は拂
ひもどしを延期したときは、これに
因り生じた損害を賠償しない。

一 爲替金を拂ひ渡し、又は拂ひ

もどすべき郵便局において現金に余裕のないとき。

二 爲替金の拂渡又は拂もどしに關する書類が整つていないとき。

三 不可抗力に因り拂い渡し、又は拂いもどすことができないとき。

第十六條(郵便爲替証書の金額の制限)

通常爲替証書、電信爲替証書及び小爲替証書(以下郵便爲替証書と総稱する)の金額は、一枚につき、通常爲替証書及び電信爲替証書にあつては五千元以下、小爲替証書にあつては千円以下とする。但し、郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務に關し通信官署相互間又は通信官署とこれらの業務に従事する者との間において公金を郵便爲替によつて授受する場合における郵便爲替証書及び代金引換の取扱に從ひ通信官署において引換金を通常爲替によつて送金する場合における通常爲替証書については、通信大臣は、その制限額を引き上げることができる。の誤

電信爲替証書の金額には、一円未満の端数をつけることができな

第十七條(郵便爲替の料金)

郵便爲替の料金は、郵便爲替証書一枚につき左の通りとする。

爲替金額千円	十五円
以下の場合	同 三千元
同 以下の場合	同 二十円
同 以下の場合	同 二十五円

二 電信爲替

爲替金額百円

以下の場合

同 三百円

同 以下の場合

同 千円

同 以下の場合

同 三千元

同 以下の場合

同 五千元

同 以下の場合

同 千円

同 以下の場合

同 五千元

同 以下の場合

同 千円

同 以下の場合

同 五千元

同 以下の場合

同 千円

同 以下の場合

同 五千元

同 以下の場合

同 千円

同 以下の場合

第十九條(料金の還付)

郵便爲替に關する既納の料金は、左のものに限り、これを納付した者の請求に因り還付する。

一 過納又は誤納の料金

二 第二十五條第一項の規定により通常爲替証書を連達郵便物として送達する取扱に關して、郵便爲替に關する業務に従事する者の過失に因つて特殊取扱をしない郵便物として送達するのと同様の結果を生じた場合における郵便物の連達料に相當する金額

三 電信爲替に關して、郵便爲替に關する業務に従事する者の過失に因つて通常爲替によつたのと同様の結果を生じた場合における当該爲替金額に対する電信爲替の料金と通常爲替の料金との差額

四 前二号に掲げるものを除いて、郵便爲替に關する業務に従事する者の過失に因つて請求に係る取扱をなかつた場合におけるその取扱の料金

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第二十條(郵便爲替証書の有効期間)

郵便爲替証書の有効期間は、その発行の日から二箇月とする。

通信大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域につき、前項の有効期間を延長することができる。

第十五條に規定する場合において爲替金の拂渡又は拂もどしを延期した日数は、これを第一項の有効期間に算入しない。

第二十一條(郵便爲替証書の再交付)

通信官署は、左の場合において、郵便爲替の差出人又は受取人の請求があるときは、郵便爲替証書を再交付する。

一 小爲替証書が亡失された場合において、当該小爲替証書の有効期間が経過したとき、又は小爲替証書以外の郵便爲替証書が亡失されたとき。

二 郵便爲替証書が汚染され、又は損傷されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三 郵便爲替証書の有効期間が経過したとき。

差出人又は受取人は、前項の規定による再交付を受けるときは、その料金として郵便爲替証書一枚につき一円を納付しなければならない。

第二十二條(爲替金に關する権利の消滅)

郵便爲替証書の有効期間の経過後三年間、郵便爲替証書の再交付又は爲替金の拂もどしの請求がないときは、爲替金に關する差出人及び受取人の権利は、消滅する。

第二十三條(利用の制限及び業務の停止)

通信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、通信官署を指定し、且つ、期間を定めて、郵便爲替の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第二十四條(非常取扱)

通信大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた郵便爲替の差出人又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便爲替に關し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができる。

第二章 通常爲替

第二十五條(証書送達)

差出人が第八條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、通常爲替証書を差出人の指定に從ひ特殊取扱をしない郵便物又は連達郵便物として、受取人に送達する。

前項の規定による取扱については、差出人は、郵便に關する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二十六條(引換金の郵便爲替)

代金引換の取扱に關して郵便物の差出人の指定に從ひ通信官署において引換金を通常爲替によつて送金する場合における郵便爲替の料金は、第十七條第四項の規定にかかわらず、爲替金の拂渡を受け、又は当該郵便爲替証書を郵便振替貯金の拂込金に充てる際、当該郵便爲替の受取人が、これを納付しなければならない。

前項の通常爲替の料金は、第十七條第一項の規定にかかわらず、爲替金額が千円以下の場合には、小爲替の料金と同額とする。

第二十七條(振出請求書の記載事項の訂正)

第八條の規定により差出人が現金を差し出した郵便局において、差出人の訂正の請求があつた場合において、その災害を受けた郵便爲替の差出人又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便爲替に關し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができる。

第二章 通常爲替

第二十五條(証書送達)

差出人が第八條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、通常爲替証書を差出人の指定に從ひ特殊取扱をしない郵便物又は連達郵便物として、受取人に送達する。

同 五千元 二十五円
以下の場合

除し、又は低減することができ
る。

て爲替金の拂渡又は拂もどしを延
期した日数は、これを第一項の有

第二十四條(非常取扱) 通信大臣
は、天災その他非常の災害があつ

出人が現金を差し出した郵便局に
おいて、差出人の訂正の請求があ

るときは、振出請求書の記載事項
を訂正し、又は拂渡郵便局に訂正
の請求があつた旨を差出人の指定
に従い郵便若しくは電信で通知す
る。

前項の通知があつたときは、拂
渡郵便局において振出請求書を訂
正する。但し、既に爲替金を拂い
渡した後であるときは、その旨を
差出人に通知するに止める。

第一項に規定する通知の取扱に
ついては、差出人は、郵便又は電
信に関する料金を基準として省令
の定める料金を納付しなければな
らない。

第二十八條(便宜拂) 銀行に爲替金
を拂い渡す場合において、銀行の
請求があるときは、第八條に規定
する拂渡郵便局以外の郵便局にお
いて、爲替金を拂い渡すことがで
きる。

前項の規定により爲替金を拂い
渡すことのできる郵便局は、銀行
の申出に因り、通信官署において
承認した郵便局に限る。

第一項の規定により爲替金を拂
い渡した場合において、その爲替
金が拂渡の停止その他の事由に因
り拂い渡すことができないもので
あつたときは、通信官署は、その
拂い渡した金額を返還させる。

第二十九條(拂渡の停止) 通常爲替
の差出人が爲替金の拂渡の停止を
請求したときは、郵便局におい
て、爲替金を拂い渡さず、又は拂
渡郵便局に拂渡の停止の請求があ
つた旨を差出人の指定に従い郵便
若しくは電信で通知する。

前項の通知があつたときは、拂

渡郵便局において、爲替金を拂い
渡さない。但し、既に爲替金を拂
い渡した後であるときは、その旨
を差出人に通知するに止める。

爲替金の拂渡の停止の解除の請
求があつた場合において、その請
求を受けた郵便局が拂渡郵便局で
ないときは、差出人の指定に従い
郵便又は電信で拂渡郵便局に解除
の請求があつた旨を通知する。

第一項及び前項に規定する通知
の取扱については、第二十七條第
三項の規定を準用する。

第三十條(拂渡済の通知) 差出人が
第八條の規定により郵便局に現金
を差し出す際請求したときは、拂
渡郵便局において、爲替金を拂い
渡したときにその旨を差出人に通
知する。

前項の規定による取扱について
は、第二十七條第三項の規定を準
用する。

第三十一條(拂渡済の調査) 通常
爲替の差出人の請求があるとき
は、郵便局において、爲替金が拂
渡済であるかどうかを調査してそ
の結果を差出人に通知する。

前項の場合において、同項の請
求を受けた郵便局が他の通信官署
に照会しなければならないときは
は、当該郵便局において、差出人
の指定に従い郵便又は電信で照会
する。

前項の規定による取扱について
は、第二十七條第三項の規定を準
用する。

第三十二條(拂もどし) 差出人の請
求があるときは、第八條の規定に
より差出人が現金を差し出した郵

便局において、郵便爲替証書と引
き換えに爲替金を当該差出人に拂
いもどす。

郵便爲替証書が亡失され、若し
くは汚染され、若しくは損壊され
たため記載事項がわからなくなつ
た場合又は郵便爲替証書の有効期
間が経過した後において、爲替金
がまだ拂い渡されていないときは
は、前項の規定にかかわらず、同
項に規定する郵便局において、爲
替金を拂いもどす。

前項の規定による取扱について
は、差出人は、その料金をとして一
円を納付しなければならない。

第三十三條(拂渡郵便局及び拂もど
し郵便局の変更) 爲替金を拂い
渡し、又は拂いもどすべき郵便局
は、省令の定めるところにより、
通常爲替の差出人又は受取人の請
求があるときは、これを変更する
ことができる。

前項の規定による取扱について
は、差出人又は受取人は、その料
金として一円を納付しなければな
らない。

第三章 電信爲替

第三十四條(特殊取扱) 差出人が第
九條の規定により郵便局に現金を
差し出す際請求したときは、郵便
局において、省令の定めるところ
により、電信爲替に関する書類を
特別に速やかに到達させる方法に
より送達する。

前項の規定による取扱について
は、第二十七條第三項の規定を準
用する。

第三十五條(電信爲替証書の留置)
差出人が第九條の規定により郵便

局に現金を差し出す際請求したと
きは、同條に規定する省令の定め
る郵便局において、電信爲替証書
を拂渡郵便局に送付し、拂渡郵便
局において、送付を受けた電信爲
替証書を留置き、受取人の出頭を
まつてその者に交付する。

前項の場合において、当該電信
爲替証書の発行の日から七日以内
に受取人が出頭しないときは、当
該電信爲替証書は、これを差出人
に送付する。

第三十六條(準用規定) 電信爲替に
ついては、第二十七條乃至第三十
三條の規定を準用する。この場合
において、第二十七條第一項、第
二十八條第一項、第三十條第一項
及び第三十二條第一項中「第八條」
とあるのは、これを「第九條」と読
み替えるものとする。

第四十條(小爲替)
第三十七條(小爲替証書の記載事項
の訂正等) 小爲替証書の記載事
項の訂正又は拂渡郵便局の指定の
抹消は、郵便局において、差出人
の請求に因りこれをする。

第三十八條(準用規定) 小爲替につ
いては、第二十八條、第三十條乃
至第三十二條及び第三十三條第一
項の規定を準用する。この場合に
おいて、第二十八條第一項、第三
十條第一項及び第三十二條第一項
中「第八條」とあるのは、これを
「第十條」と読み替えるものとし
る。

前項において準用する第三十二
條第二項の規定による拂もどし
は、小爲替証書の亡失に係る場合
には、当該小爲替証書の有効期間

内は、これをしない。

附則

第三十九條 この法律は、昭和二十
三年三月一日から、これを施行す
る。

第四十條 明治三十三年法律第五
十五号郵便爲替法は、これを廃止す
る。

第四十一條 この法律施行前に差出
人が現金を郵便局に差し出した郵
便爲替については、第三十一條の
規定を除いて、この法律を適用す
る。

第四十二條 金融緊急措置令の規定
による封鎖支拂のための郵便爲替
については、同令施行中は、昭和
二十一年閣令第六十一号金融緊急
措置令に基き封鎖支拂の取扱に関
する件は、なおその効力を有す
る。

郵便振替貯金法案

郵便振替貯金法目次

- 第一章 総則
- 第二章 加入
- 第三章 拂込、振替及び拂出
- 第一節 通則
- 第二節 拂込
- 第三節 振替
- 第四節 拂出
- 第五節 特殊受拂
- 第四章 脱退及び除名
- 第五章 特殊郵便振替貯金
- 第一節 公金に関する郵便振替貯金
- 第二節 債券に関する郵便振替貯金
- 第三節 在外加入者の郵便振替貯金

附則

郵便振替貯金法

第一章 総則

第一條（この法律の目的） この法律は、郵便振替貯金を簡易で確実な送金及び債権債務の決済の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、國民の円滑な経済活動に資することを目的とする。

第二條（郵便振替貯金の國官及び通信大臣の職責） 郵便振替貯金は、國の行方事業であつて、通信大臣が、これを管理する。

通信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

一 郵便振替貯金に関する條約及び法律に従い、省令を発すること。

二 法律に触れない範囲において、郵便振替貯金の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便振替貯金事務の窓口取扱時間を定めること。

三 法律に触れない範囲において、口座所管廳を設置し、又は廃止すること。

四 郵便振替貯金の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。

五 法律に触れない範囲において、郵便振替貯金の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便振替貯金の業務に従事する者の訓練を行うこと。

六 郵便振替貯金事業を行うため、財政及び会計に関する法令の定めるところに従い、必要な

契約をすること。

七 前各号に掲げるものを除いて、郵便振替貯金に關し通信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條（通信大臣の職權の委任） 通信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に關するものを、條件を定めて、通信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條（郵便振替貯金の業務に従事する官吏） 郵便振替貯金の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に關する事項は、別に法律でこれを定める。

第五條（印紙税の免除） 郵便振替貯金に關する書類には、印紙税を課さない。

第六條（郵便振替貯金に關する條約） 郵便振替貯金に關し條約に別段の定めのある場合には、その規定による。

第七條（業務の態様） 郵便振替貯金においては、加入者のために口座を設けて、左の取扱をする。

一 加入者又は加入者でない者の拂い込む金額を口座に受け入れること。

二 加入者の口座から加入者の指定する他の口座へ貯金の振替をする。

三 加入者の口座の貯金を拂い出して、その加入者又はその他の者に拂出金を拂い渡すこと。

第八條（口座の名稱） 口座は、加入者の氏名（法人の場合にはその名稱。以下本條において同じ。）を以てその名稱とする。

加入者の商号、屋号その他氏名

以外の名稱は、通信官署の承認を受けなければ、これを口座の名稱として使用することができない。

前項の名稱は、当該口座につき一に限る。

第二項の承認を受けたときは、加入者は、その料金として五円を納付しなければならない。

第九條（印章） 加入者又は代理署名人は、郵便振替貯金に關する手續をする場合には、通信官署に届け出た印章を押さなければならぬ。

前項の場合において、加入者の指定した参加署名人があるときは、参加署名人も、通信官署に届け出た印章とともに押さなければならぬ。

前二項の印章は、各々当該口座につき一に限る。

第十條（代理署名人） 加入者の指定する代理署名人は、加入者に代つて、振替及び拂出を請求することができる。

代理署名人は、一人に限る。

第十一條（参加署名人） 参加署名人は、一人に限る。

第十二條（法人でない團體の代表者） 法人でない團體の郵便振替貯金においては、その團體の代表者一人を定めなければならない。

前項の郵便振替貯金に關する權利義務については、その代表者を加入者とみなす。

第十三條（郵便振替貯金に關する加入者の權利の譲渡） 郵便振替貯金に關する加入者の權利は、通信大臣の承認を受けて、これを譲り渡すことができる。

前項の規定による譲渡があつたときは、讓受人は、讓渡人が当該口座に關し通信官署に対して負う義務を承継する。

第一項の承認があつたときは、口座所管廳において、その料金として二十円を当該口座の貯金から控除して徴収する。

第十四條（證明） 通信官署は、加入者、代理署名人、参加署名人、拂出金若しくは貯金残額の受取人又は拂込金の還付を受けるべき者の眞偽を調査するため必要な証明を求めることができる。

第十五條（正当の振替等） この法律又はこの法律に基く省令に規定する手續を経て、貯金を振り替え、貯金を拂い出し、拂出金若しくは貯金残額を拂い渡し、又は拂込金を還付したときは、正当の振替、拂出、拂渡又は還付をしたものとみなす。

第十六條（免責） 通信官署は、左の場合において、郵便振替貯金の取扱の遅延があつたときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

一 拂込、振替又は拂出に關する書類の送達が遅延したとき。

二 拂込、振替又は拂出に關する書類が不完全であつたとき。

三 拂出金、貯金残額又は拂込金を拂い渡し、又は還付すべき郵便局において現金に余裕のないため又は不可抗力に因つて拂い渡し、又は還付することができなかつたとき。

第十七條（利子） 郵便振替貯金には、月の初日から末日までの各日の口座の現在高（一日のうち二以

上の現在高のあるときは、その最後の現在高。以下本條において同じ。）のうち最低のもの四位以上の額につき、年二分二厘八毛の利率により利子を附ける。但し、口座の現在高のない日のある月及び口座の現在高が十万円を超える場合におけるその超過額については、利子を附けない。

前項の規定により附けた利子は、毎年三月末日を以てこれを口座の現在高に組み入れる。但し、第五十五條又は第五十六條第二項の規定により口座を閉鎖する場合においては、その際これを口座の現在高に組み入れる。

第十八條（拂込、振替及び拂出の料金） 拂込、振替及び拂出の料金は、左の通りとする。

一 拂込

通常拂込

拂込金額五百円以下の場合 一円五十銭

同 五百円を超える場合 三円

電信拂込

拂込金額百円以下の場合 十円

同 三百円以下の場合 二十円

同 千円以下の場合 三十円

同 三千円以下の場合 四十円

同 五千円以下の場合 四十五円

同 一万円以下の場合 五十円

同 一万円を超える場合 一万円を超えその端数ごと十円を加えた額

の定めるところに従い、必要な
加入者の商号、屋号その他氏名
を記載し、これを添付し、
渡すことができる。
（口座の現在高（一日のうち二以
に十円を五十
円に上えた額

二 振替

通常振替 一円
電信振替 五円
同一口座所管
の振替の場合
異なる口座所管
間の振替の場合
十円

三 拂出

通常現金拂及び小切手拂
拂出金額五十円 二円
以下の場合 四円
同 五百円以下 四円
同 千円以下 六円
同 一万円以下 八円
同 一万円を超え
る場合 一万円を超え
る五万円又は
その端数に
二円を加えた額

電信現金拂

拂出金額百円以
下の場合 十五円
同 三百円以下 二十五円
同 千円以下 三十五円
同 三千円以下 四十五円
同 五千円以下 五十円
同 一万円以下 五十五円
の場合

電信振替又は電信現
金拂に関する通知を至急電報で
する場合における電信振替、電信振
替又は電信現金拂の料金は、前項
に規定する料金の倍額とする。
小切手拂に関する照会を電信で
する場合における小切手拂の料金は、
第一項に規定する料金の額（至

急電報でする場合とは同項に規定
する料金の倍額）と電信に関する
料金を標準として省令の定める金
額との合計額とする。
第十九條（振替及び拂出の料金の免
除及び低減） 加入者が自己の口
座に拂込をし、自己を受取人に指
定して通常現金拂の請求をし、又
は自己指図で振り出した小切手に
よる小切手拂いの請求をする場合
には、前條の料金を免除する。但
し、自己の口座に電信拂込をする
場合には、十円を、自己指図で振
り出した小切手による小切手拂に
関する照会を電信でする場合に
は、前條第三項に規定する小切手
拂の料金から同條第一項に規定す
る小切手拂の料金を控除した金額
をその加入者から徴収する。

前項の場合において、当該加入
者が拂出金に関する受取人の権利
を譲り渡したときは、前條に規定
する拂出の料金をその加入者から
徴収する。
手形交換所の所在地に在る口座
所管に属する口座を有する加入
者が、銀行を受取人に指定して振
り出した小切手で、当該手形交換
所において交換決済されるものに
よる拂出の料金は、前條の規定に
かわらず、二円とする。

加入者たる銀行が通信大臣の指
定する銀行において有する当座預
金の口座に拂出金を預入するため
省令の定める簡易な取扱による通
常現金拂を請求する場合における
拂出の料金は、前條の規定にか
かわらず、通常振替の料金と同額と
する。

電信現金拂の料金及び小切手拂
に関する照会を電信でする場合に
おける小切手拂の料金は、口座の
現在高の不足その他の事由に因り
当該請求に係る貯金の拂出がされ
なかつた場合には、前條の規定に
かわらず、電信に関する料金を
基準として省令の定める金額とす
る。

第二十條（料金徴収方法） 拂込の料
金は、拂込の際、拂込人からこれ
を徴収し、振替及び拂出の料金は、
口座から貯金を拂い出す際、当該
口座の貯金から控除してこれを徴
収する。但し、前條第五項に規定
する拂出の料金は、口座所管に
おいて第三十八條第二項の規定に
よる通知又は同條第三項の規定に
よる照会を受けた際、当該加入者
の口座の貯金から控除してこれを
徴収する。

拂込の料金をその拂込金を受け
入れる口座の加入者が負担する旨
を表示した拂込書によりする通常
拂込の料金は、当該口座の貯金か
ら控除してこれを徴収する。
拂込、振替及び拂出の料金以外
の郵便振替貯金に関する料金又は
代金は、加入者から徴収する場合
には加入者の口座の貯金から控除
してこれを徴収することができる。

代金引換の取扱において郵便物
の差出人の指定に従い通信官署に
おいて引換金を当該差出人の口座
に拂い込んだ場合における拂込の
料金は、当該口座の貯金から控除
してこれを徴収する。

第二十一條（料金の還付） 郵便振替

貯金に関する既納の料金は、左の
ものに限り、これを納付した者の
請求に因り還付する。
一 過納又は誤納の料金
二 電信振替、電信振替又は電信
現金拂の取扱において、郵便振
替貯金に関する業務に従事する
者の過失に因つて通常振替、通
常振替又は通常現金拂の取扱を
するのと同様の結果を生じた場
合における電信振替、電信振替
又は電信現金拂の料金と通常振
替、通常振替又は通常現金拂の
料金との差額

三 前号に掲げるものを除いて、
郵便振替貯金に関する業務に従
事する者の過失に因つて請求に
係る取扱をしなかつた場合にお
けるその取扱の料金
前項の請求は、その料金を納付
した時から一年を経過したとき
は、これをすることができな
い。

第二十二條（利用の制限及び業務の
停止） 通信大臣は、天災その他
やむを得ない事由がある場合にお
いて、重要な業務の遂行を確保す
るため必要があるときは、口座所
管又は郵便局を指定し、且つ、
期間を定めて、郵便振替貯金の利
用を制限し、又は業務の一部を停
止することができる。

第二十三條（非常取扱） 通信大臣
は、天災その他非常の災害があつ
た場合において、その災害を受け
た加入者又は受取人の緊急な需要
を充たすため必要があるときは、
省令の定めるところにより、郵便
局を指定し、且つ、期間を定めて、

郵便振替貯金に關し、料金を免除
し、又は便宜の取扱をすることが
できる。
第二章 加入
第二十四條（口座の開設） 通信大臣
は、郵便振替貯金の加入の申込が
あつた場合においてこれを承諾し
たときは、口座を開設する。
前項の申込をした者は、口座の
開設があつたときは、その料金と
して二十円を納付しなければなら
ない。

第二十五條（加入の制限） 前條第一
項の申込をした者が第五十六條第
一項第一号又は第二号の事由に因
り除名された者であるときは、通
信大臣は、口座を開設しないこと
ができる。
第三章 拂込、振替及び拂出
第一節 通則
第二十六條（拂込、振替及び拂出の種
類） この法律に特別の定めのある
ものの外、拂込は、通常拂込及び
電信拂込とし、振替は、通常振替
及び電信振替とし、拂出は、通常
現金拂、電信現金拂及び小切手拂
とする。

第二十七條（拂込、振替及び拂出に使用
する書類） 拂込は、拂込書を以
て、振替の請求は、拂出書又は小切手
を以てこれをしなければなら
ない。
拂込書、拂出書及び小切手には
通信大臣の発行する用紙を使用し
なければならぬ。但し、拂込書
の用紙及び省令の定める拂出書の
用紙は、省令の定める様式に従い、
これを私製することができる。

七

拂込書は、これを無償で拂込人に交付する。但し、第二十条第二項に規定する拂込書の用紙は、これを拂込人に交付しない。

第二項の用紙で拂込書の用紙以外のものは、五十枚つづり一冊につき一円で、これを加入者に賣り渡す。

第二十八條(通信文) 拂込又は振替若しくは拂出の請求をするときは、拂込書又は拂出書に通信文を記載することができる。

電信拂込、電信振替若しくは電信現金拂又は第三十一條第一項の規定による通知を電信で通常拂込若しくは通常振替をする場合における前項の通信文の通知については、電信に関する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二十九條(現在高を超える振替等の禁止) 加入者は、口座の現在高を超えて、振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出すことができない。

第三十條(受拂通知) 口座に拂込金若しくは振替金を受け入れ、又は口座から貯金を引き出したときは、口座所管處において、その受拂高及び口座の現在高をその加入者に通知する。

第三十一條(特殊取扱) 通信官署は、省令の定めるところにより、拂込、振替若しくは拂出に関する書類の送達又は拂込若しくは振替に関する通知を特別に速やかに到達させる方法によりする取扱をする。

前項の取扱については、郵便又は電信に関する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二節 拂込 第三十二條(拂込) 拂込は、拂込金を郵便局に差し出してこれをする。

拂込金を受領したときは、郵便局において、通常拂込にあつては、拂込書を郵便で口座所管處に送付し、電信拂込にあつては、拂込の事実を電信で口座所管處に通知する。

第三十三條(小切手を以てする拂込) 小切手は、省令の定めるところにより、小切手金額で、これを通常拂込の拂込金に充てることができる。但し、当該小切手を呈示期間(支出官の振り出した小切手については会計法第二十八條第一項に規定する一年の期間)内に呈示した場合において支拂拒絶があつたときは、その拂込は、初からなかつたものとみなす。

前項本文の規定による拂込に係る郵便振替貯金については、当該小切手が決済された後でなければ、口座の現在高がその小切手による拂込の金額を下るような振替又は拂出の取扱をしない。

第三十四條(証書を以てする拂込) 第三十八條第一項、第二項、第五十五條及び第五十六條第二項の拂出証書並びに郵便振替証書は、その表示する金額でこれを通常拂込の拂込金に充てることができる。但し、当該証書による拂出金、貯金残額又は爲替金が拂渡の停止その他の事由に因つて拂い渡すことができないものであつたときは、その拂込は、初からなかつたものとみなす。

前項本文の規定による拂込に係る郵便振替貯金については、同項但書に規定する事由がなくつた後でなければ、口座の現在高がその証書による拂込の金額を下るような振替又は拂出の取扱をしない。

第三十五條(拂込の取消) 拂込の取消の申出は、拂込人が、拂込をした口座の属する口座所管處又は郵便局に対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、拂込人の指定に従い郵便又は電信で、その旨を同項の口座所管處に通知する。

第三十六條(振替) 振替は、振替を依頼する者が、振替を依頼する口座の属する口座所管處又は郵便局に提出する。

前項の申出又は第二項の通知を受けたときは、口座所管處において、拂込金を拂込人の指定する口座に振り出すことなくその旨を拂込人に通知するに止める。

前項の郵便局は、省令の定めるところにより、拂込人の請求があるときは、これを変更することができる。

前項の規定による取扱については、加入者は、その料金をとして一円を納付しなければならない。

第三十七條(振替の請求の取消) 振替の請求の取消の申出は、振替を請求した加入者が、その口座の属する口座所管處又は郵便局に対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、その申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、その旨をその申出をした者の口座の属する口座所管處に通知する。

前二項の場合において、貯金を拂い出す口座の属する口座所管處と貯金を受け入れる口座の属する口座所管處とが異なるときは、口座所管處相互間における必要な通知は、第一項の申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、これをする。

前二項の規定による取扱については、加入者の請求に因り、口座所管處において、当該加入者の口座から貯金を拂い出して、これを加入者の指定する他の口座に受け入れる。

電信振替においては、加入者の請求に因り、省令の定める郵便局において、その請求に係る事項を電信で、口座所管處に通知し、口座所管處において、当該加入者の口座から貯金を拂い出して、これを加入者の指定する他の口座に受け入れる。

前二項の場合において、貯金を拂い出す口座の属する口座所管處と貯金を受け入れる口座の属する口座所管處とが異なるときは、口座所管處相互間における必要な通知は、通常振替にあつては郵便で、電信振替にあつては電信でこれをする。

第三十八條(拂出) 通常現金拂においては、加入者の請求に因り、口座所管處において、当該加入者の口座から貯金を拂い出してその拂出金額を表示する拂出証書を発行し、当該加入者の指定する郵便局において、その拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該加入者の指定する受取人に拂い渡す。

電信現金拂においては、加入者の請求に因り、省令の定める郵便局において、その請求に係る事項を電信で口座所管處に通知し、口座所管處において、当該加入者の口座から貯金を拂い出してその旨を電信で省令の定める郵便局に通知し、その郵便局において、その拂出金額を表示する拂出証書を発行し、当該加入者の指定する郵便局(当該加入者の指定のないときは、拂出証書を発行する郵便局の指定する郵便局)において、拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該加入者の指定する受取人に拂い渡す。

第四節 拂出 第三十九條(拂出) 通常現金拂においては、加入者の請求に因り、口座所管處において、当該加入者の口座から貯金を拂い出してその旨を電信で省令の定める郵便局に通知し、その郵便局において、その拂出金額を表示する拂出証書を発行し、当該加入者の指定する郵便局(当該加入者の指定のないときは、拂出証書を発行する郵便局の指定する郵便局)において、拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該加入者の指定する受取人に拂い渡す。

電信現金拂においては、加入者の請求に因り、省令の定める郵便局において、その請求に係る事項を電信で口座所管處に通知し、口座所管處において、当該加入者の口座から貯金を拂い出してその旨を電信で省令の定める郵便局に通知し、その郵便局において、その拂出金額を表示する拂出証書を発行し、当該加入者の指定する郵便局(当該加入者の指定のないときは、拂出証書を発行する郵便局の指定する郵便局)において、拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該加入者の指定する受取人に拂い渡す。

電信現金拂においては、加入者の請求に因り、省令の定める郵便局において、その請求に係る事項を電信で口座所管處に通知し、口座所管處において、当該加入者の口座から貯金を拂い出してその旨を電信で省令の定める郵便局に通知し、その郵便局において、その拂出金額を表示する拂出証書を発行し、当該加入者の指定する郵便局(当該加入者の指定のないときは、拂出証書を発行する郵便局の指定する郵便局)において、拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該加入者の指定する受取人に拂い渡す。

電信現金拂においては、加入者の請求に因り、省令の定める郵便局において、その請求に係る事項を電信で口座所管處に通知し、口座所管處において、当該加入者の口座から貯金を拂い出してその旨を電信で省令の定める郵便局に通知し、その郵便局において、その拂出金額を表示する拂出証書を発行し、当該加入者の指定する郵便局(当該加入者の指定のないときは、拂出証書を発行する郵便局の指定する郵便局)において、拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該加入者の指定する受取人に拂い渡す。

前項の取扱については、郵便又は他の事由に因つて拂い渡すこと

第三十條(郵便物の取扱い) 郵便物は、前項の規定に因り、口座

前二項の規定による取扱につい

た金額の現金を当該加入者の指定する受取人に拂い渡す。

小切手拂においては、加入者が

属する口座所管廳に通知する。

第四十三條(拂出金の申し入れ)

第四十七條(便宜拂) 銀行に拂出金

たとき。 加入者又は受取人は、前項の規

管令の定めるところにより、通信

前二項の場合において、口座所

受取人の所在不明その他の事由に

第四十八條(拂出証書の有効期間)

第五十一條(保険料及び掛金の拂出)

加入者の指定する郵便局又は通信

第二項及び第三項に規定する取

第四十九條(拂出証書の再交付)

第五十二條(貸付金及び弁済金の受

口座所管廳において、当該加入者

第三項の規定は、拂出金を手形

拂出金に關する受取人の権利の

第五十三條(貸付金及び弁済金の受

第三十九條(拂出金額の制限) 通常

第四十一條(拂出の請求の取消) 通

第四十六條(拂渡郵便局の変更) 第

第五十四條(貸付金及び弁済金の受

第四十條(拂出金の拂渡の停止) 通

第四十二條(拂出証書の留置) 拂出

第四十七條(便宜拂) 銀行に拂出金

第五十一條(保険料及び掛金の拂出)

れた金額は、通信大臣の定めるところにより、これを簡易保険及び郵便年金特別会計から通信事業特別会計に移し換える。

簡易保険局を加入者とする口座に簡易生命保険法又は郵便年金法の規定による貸付金の弁済のための拂込があつた場合において、簡易保険局の請求があるときは、口座所管廳において、当該口座の貯金から弁済金の額に相当する金額を拂い出す。この場合には、その拂い出した金額は、通信大臣の定めるところにより、これを通信事業特別会計から簡易生命保険及び郵便年金特別会計に移し換える。

第一項の規定による受入の料金及び前項の規定による拂出の料金は、通常振替の料金と同額とし、簡易保険局において、これを納付する。

第五十三條(恩給及び年金の給與金の受入) 恩給若しくは年金の受給者に対する恩給金庫の貸付金の弁済のため又は受給者の恩給金庫への預金の預入のため恩給金庫の請求があるときは、通信官署において当該受給者の恩給又は年金の給與金を拂い渡すべきときに、口座所管廳において、恩給金庫を加入者とする口座に給與金の額に相当する金額を受け入れる。この場合には、その受け入れた金額は、通信大臣の定めるところにより、これを一般会計から通信事業特別会計に移し換える。

第四章 脱退及び除名
第五十四條(脱退の申出) 加入者は、郵便振替貯金を脱退しようとする

ときは、口座所管廳にその旨を申し出なければならない。

加入者は、前項の規定により申し出た後は、振替若しくは振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出すことができない。

第五十五條(口座の閉鎖) 加入者から脱退の申出があつたときは、口座所管廳において、当該口座を閉鎖して、脱退を申し出た者の指定に従い、貯金残額を他の口座に振り替え、又はその者を貯金残額の受取人として貯金残額を表示する郵便証書を発行し、その者の指定する郵便局において、その拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を拂い渡す。

第五十六條(除名) 通信大臣は、左の場合には、加入者を除名することができる。

一 加入者が現在高を超えて、振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出したとき。
二 加入者が料金の納付を怠り、又は不法に料金を免れるような行爲をしたとき。
三 三年間当該口座への拂込及び当該口座からの拂出がなかつたとき。

前項の規定による除名があつたときは、口座所管廳において、当該口座を閉鎖して、除名された加入者を貯金残額の受取人として貯金残額を表示する郵便証書を発行し、口座所管廳の指定する郵便局において、その拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を拂い渡す。

第五十七條(準用規定) 第五十五條

及び前條第二項に規定する貯金残額については、第四十五條乃至第四十七條の規定を準用する。この場合において、第四十六條第一項及び第四十七條第一項中「第三十八條第一項乃至第三項」とあるのは、これを「第五十五條又は第五十六條第二項」と読み替へるものとする。

第五章 特殊郵便振替貯金

第一節 公金に関する郵便振替貯金

第五十八條(公金に関する郵便振替貯金) 通信官署は、公金に関する郵便振替貯金として、地方公共団体を加入者とし、当該加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、地方税、分担金、使用料その他当該地方公共団体の徴収金の納付のための拂込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱をする。

地方公共団体は公金に関する郵便振替貯金の取扱を受けるには、通信大臣の認可を受けなければならない。

第五十九條(小切手又は証書を以てする拂込) 公金に関する郵便振替貯金の口座には、当該地方公共団体において予め通信大臣に届け出なければ、第三十三條又は第三十四條の規定による拂込をすることができない。

第六十條(拂込及び振替) 公金に関する郵便振替貯金の口座への拂込は、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合がする場合を除いては、第三十七條第一項の規定にかかわらず、徴税令書、賦課令

書、納額告知書又は納付書を以てこれをしなければならない。この場合には、徴税令書、賦課令書、納額告知書及び納付書は、第三十二條第二項の規定の適用については、これを拂込書とみなす。

公金に関する郵便振替貯金の口座への振替を請求する場合には、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合が請求するときを除いては、拂出書に前項に規定する書類を添附しなければならない。

公金に関する郵便振替貯金においては、当該口座の加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、電信拂込及び電信振替の取扱をしない。

公金に関する郵便振替貯金においては、当該口座の加入者がする場合を除いては、拂込の取消及び振替の請求の取消をすることができない。

第六十條(即時拂) 公金に関する郵便振替貯金においては、即時拂の取扱をする。

即時拂においては、加入者の請求に因り、その加入者が予め受領証書の様式及び印章を届け出た郵便局において、その届け出た様式に適合し、且つ、届け出た印章を押した受領証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を拂い渡し、口座所管廳において、その受領証書の送付を受けて、拂い渡した金額を当該加入者の口座の貯金から拂い出す。

第六十二條(取扱料金) 公金に関する郵便振替貯金の口座に当該口座の加入者並びに市町村及びその組

合以外の者が拂い込む場合における拂込の料金は、第十八條第一項の規定にかかわらず、一円五十銭、即時拂の料金は、二円とする。

前項の料金及び公金に関する郵便振替貯金の口座に当該口座の加入者並びに市町村及びその組合以外の者が振替を請求する場合における振替の料金は、当該地方公共団体の口座の貯金から控除してこれを徴収する。

第二節 債券に関する郵便振替貯金

第六十三條(債券に関する郵便振替貯金) 通信官署は、債券に関する郵便振替貯金として、特別の法律により設立された金融機關を加入者とし、当該加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、通信官署が省令の定めるところにより取り扱う國債又は当該加入者の発行する債券の募集又は賣出しに係る保証金、應募拂込金、賣渡代金その他の収入金のみを当該口座に受け入れるための取扱をする。

金融機關は、債券に関する郵便振替貯金の取扱を受けるには、通信大臣の認可を受けなければならない。

第六十四條(國債の買上代金の支拂等) 郵便局において、省令の定めるところにより、当該加入者のため、國債を買い上げ、債券の元利金を支拂い、又は保証金を還付したときは、口座所管廳において、その買上代金若しくは債券の元利金の支拂又は保証金の還付に要した金額を当該加入者の口座の貯金

第五十四條 脱退の申出 加入者は、郵便振替貯金を脱退しようとする
第五十七條 運用規定 第五十五條を拂い渡す。
いは、第三十七條第一項の規定にかかわらず、徴税令書、賦課令
る郵便振替貯金の口座に当該口座の加入者並びに市町村及びその組
金の支拂又は保証金の還付に要した金額を当該加入者の口座の貯金

から拂い出す。

第六十五條 (取扱料金) 債券に関する郵便振替貯金に関する料金は、左の金額の範囲内において、通信大臣が、これを定める。

一 第六十三條第一項に規定する収入金の受入

國債に係る場合

國債の額面金額の千分の三乃至千分の八に相当する金額

國債以外の債券に係る場合

債券の額面金額の千分の四乃至千分の三十に相当する金額

二 前條の規定による拂出

國債を買い上げた場合

國債の額面金額の千分の二乃至千分の十に相当する金額

債券の元利金を支拂つた場合
支拂金額の千分の四十に相当する金額

第六十三條第一項の規定による受入の料金は、当該収入金を受け入れる口座の貯金から控除してこれを徴収する。

第三節 在外加入者の郵便振替貯金

第六十六條 (拂込及び拂出) 外國に居住する加入者は、自己の口座以外の口座に拂い込むことができず、又外國に居住する他人を受取人に指定して拂出を請求することができない。

第六十七條 (拂込の方法) 外國に居住する加入者は、拂込をするには、第三十二條第一項の規定にかかわらず、拂込金を口座所管處に

送付しなければならない。

第六十八條 (拂出金及び貯金残額の拂渡) 外國に居住する加入者が自己を受取人に指定してする通常現金拂の拂出金の拂渡及び外國に居住する者に対する貯金残額の拂渡は、第三十八條第一項、第五十五條及び第五十六條第二項の規定にかかわらず、口座所管處において、拂出金又は貯金残額を郵便爲替でその者に送付してこれをする。

前項の郵便爲替の料金は、加入者の口座の貯金から控除してこれを徴収する。

第六十九條 (拂込金等の送付) 外國に居住する加入者は、拂込金又は郵便爲替貯金に関する料金が若しくは代金で加入者の口座の貯金から控除して徴収しないものと及び省令の定める書類の送付に要する郵便に関する料金を口座所管處に送付するには、郵便爲替によらなければならない。

第七十條 (郵便料金の徴収) 口座所管處から外國に居住する加入者に送付する書類(前條に規定する書類を除く)の郵便に関する料金は、加入者の口座の貯金から控除してこれを徴収する。

附則

第七十一條 この法律は、昭和二十三年三月一日から、これを施行する。但し、小切手拂に関する規定は、同年十月一日から、これを施行する。

第七十二條 郵便貯金法の一部を次のように改正する。
附則第三項を削る。

第七十三條 明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法の規定に基いて開設された振替計算のためにする郵便貯金の口座でこの法律施行の際現に存するものは、この法律の規定により開設された郵便振替貯金の口座とみなす。

前項に規定する振替計算のためにする郵便貯金の口座につき拂い込まれた基本預金は、この法律施行の日を以て、これを当該口座の貯金の現在高に組み入れる。

第七十四條 この法律施行前にした振替計算のためにする郵便貯金の口座への拂込の料金の徴収については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第七十五條 明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法の規定に基く局待拂については、この法律施行後でも、昭和二十三年九月三十日まで、なお従前の例による。

第七十六條 通信事業特別会計法の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「及び郵便貯金」を、「郵便貯金及び郵便振替貯金」に改める。

第七十七條 預金部預金法の一部を次のように改正する。

第二條中「郵便貯金」の下に「又郵便振替貯金」を加える。

第七十八條 所得税法の一部を次のように改正する。

第六條第四号中「郵便貯金の利子」の下に「郵便振替貯金の利子」を加える。

昭和二十三年六月九日印刷

昭和二十三年六月十日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局